

第29回大空町農業委員会総会議事録

令和4年11月25日 第29回大空町農業委員会総会は、大空町東藻琴農村環境改善センター多目的ホールに招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 小川 一 浩	2番 上 田 英 樹	3番 森 英 章
4番 佐藤 廣 治	5番 斎藤 宏 幸	6番 森 賀 祐 司
7番 伊藤 博 幸	8番 長尾 照 幸	9番 渡 邊 恵 二
10番 福田 重 幸	12番 増 子 昭 雄	14番 原 本 勝 広
15番 遠藤 哲 也	16番 石 原 せつえ	18番 渡 辺 誠
19番 高橋 敬 義	20番 佐久間 仁	21番 仲 西 政 克
22番 岡 本 シゲ子	23番 丹 羽 真 治	24番 石 田 正 俊

(2) 欠席者

11番 真 鍋 剛	13番 福 田 英 信	17番 佐 野 一 義
-----------	-------------	-------------

2. 職員等の出欠状況

事務局長 井上 透	主 幹 石川 大樹	主 事 見延 洸太
主 事 増子 絵美舞		

第29回大空町農業委員会総会議事録

午後1時30分

井上局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第29回総会をはじめたいと思います。</p> <p>会議日程2 農業委員会憲章朗読につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に鑑み割愛させていただきますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>次に、石田会長よりご挨拶申し上げます。</p>
石田会長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>本日は何かとお忙しい中、第29回農業委員会総会に出席、誠にありがとうございます。また、11月18日は農業経営基盤強化促進法の改正と農業者年金制度の研修会の出席、誠にご苦労様でした。</p> <p>10月は雨が多く、思うように作業が進まず、雨の合間を縫っての作業、皆様どうもご苦労様でした。11月に入りまして天気も回復しまして、収穫作業も順調に進みまして、皆様も一息つかれているのではないかと考えているところであります。</p> <p>また、新型コロナでございますが、新規感染者が多くなっているところですが、今まで同様、感染対策を行いながら農業委員会の活動を行っていきたいと思いますので、皆様のご協力とご理解のほどをよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、今年も残すところひと月程になりましたが、各地区の委員さんにおかれましては、これから農地のあっせん・更新等があると思いますので、まだまだお忙しいと思いますけれども、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、簡単でございますが、総会前の挨拶といたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
井上局長	<p>10月26日開催の第28回総会後の活動状況報告を、お手元に配付の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
石田会長	<p>ただ今より第29回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後1時34分)</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>諸般の報告をいたさせます。</p>

井上局長	<p>事務局長。</p> <p>ただいまの出席委員は、21名であります。</p> <p>真鍋委員、佐野委員、福田英信委員から欠席の旨の連絡がありました。</p> <p>「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。</p> <p>本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第4号までの合計17件であります。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、9番渡邊恵二委員、10番福田重幸委員を指名いたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>利用権設定関係関係1番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。令和4年11月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第1号利用権設定関係1番朗読】</p> <p>この件につきましては、借主の規模拡大に伴います新規案件となっております。図面につきましては1ページに掲載をしております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p>

	<p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 2 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 2 番朗読】 この案件につきましても、借主の規模拡大に伴います新規案件とな ってございます。図面につきましては 2 ページに掲載しております。 農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないこと確認 おりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いしま す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形 態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係3番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
見延主事	<p>【議案第1号利用権設定関係3番朗読】</p> <p>この件につきましては、経営移譲に伴う後継者への使用貸借案件となっております。そのため図面を省略しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第2地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係3番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号利用権設定関係3番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係4番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
石川主幹	<p>【議案第1号利用権設定関係4番朗読】</p> <p>この件につきましても、経営移譲に伴う後継者への使用貸借案件となっております。そのため図面は省略しております。</p>

	<p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係4番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号利用権設定関係4番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に利用権設定関係5番について、提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第1号利用権設定関係5番朗読】</p> <p>この件につきましても、経営移譲に伴う後継者への使用貸借案件となっております。そのため図面は省略しております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形</p>

	<p>態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 5 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 5 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に利用権設定関係 6 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p>
石田会長	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 6 番朗読】 この件につきましても、経営移譲に伴う後継者への使用貸借案件と なっております。そのため図面は省略しております。 農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確 認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願いしま す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形 態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 6 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号利用権設定関係 6 番について採決します。</p>

委員	<p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 7 番及び 8 番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
石川主幹	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 7 番及び 8 番朗読】</p> <p>7 番及び 8 番につきましても、どちらも経営移譲に伴います後継者への使用貸借案件でございます。そのため図面は省略しております。農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないこと確認しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	<p>この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより利用権設定関係 7 番及び 8 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(なしの声)</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号利用権設定関係 7 番及び 8 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。次に利用権設定関係 9 番から 12 番について、借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p>

	事務局。
石川主幹	<p>【議案第1号利用権設定関係9番から12番朗読】</p> <p>9番及び10番でございますけれども、こちらの案件につきましても経営移譲に伴います後継者への使用貸借案件となります。そのため図面は省略しております。農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しております。</p> <p>11番及び12番の案件につきましては、どちらも貸主及び借主が同じでございますが、11番につきましては、先程と同様に経営移譲により受け手が後継者へと変更となり、引き続き賃貸借を更新するというものでございます。12番につきましては、規模拡大のため、新たに新規案件として申請となったものとなっております。図面につきましては、どちらも3ページ目に掲載しておりますのでご覧いただきたいと思っております。</p> <p>農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
石田会長	この件について、第5地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係9番から12番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第1号利用権設定関係9番から12番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

	次に利用権設定関係 1 3 番について、提案理由の説明を求めます。事務局。
石川主幹	<p>【議案第 1 号利用権設定関係 1 3 番朗読】</p> <p>この件につきましても、経営移譲に伴う後継者への使用貸借案件となっております。そのため図面は省略しております。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確認しておりますので、ご審議願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	この件について、第 5 地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
石田会長	これより利用権設定関係 1 3 番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 1 号利用権設定関係 1 3 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>ここで「農業委員会等に関する法律第 3 1 条第 1 項」の規定により、〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員退席)</p>
石田会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。</p>

<p>石川主幹</p>	<p>利用権設定関係 1 番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。</p> <p>議案第 2 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の予定について」農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 15 条第 4 項の規定により、下記のとおり大空町長に対し、農用地利用集積計画を定めるよう要請することについて審議を求める。令和 4 年 11 月 25 日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第 2 号利用権設定関係 1 番朗読】</p> <p>この件につきましては、借主の規模拡大に伴う新規案件となります。図面については、4 ページに掲載をしております。8 月 17 日に第 4 地区農業委員さんにより、あっせん会が行われております。</p> <p>なお、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>以上です</p>
<p>石田会長</p>	<p>この件について、第 4 地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま</p> <p>以上です。</p>
<p>石田会長</p>	<p>これより、利用権設定関係 1 番について質疑に入ります。</p>
<p>委員</p>	<p>(なしの声)</p>
<p>石田会長</p>	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号利用権設定関係 1 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>石田会長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>暫時休憩とします。</p>

	(〇〇委員着席)
石田会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に利用権設定関係2番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
石川主幹	【議案第2号利用権設定関係2番朗読】 この件につきましても、借主の規模拡大に伴う新規案件となります。図面については、5ページに掲載をしております。8月17日に第4地区農業委員さんにより、あっせん会が行われております。 なお、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。 以上です
石田会長	この件について、第4地区委員長より補足説明があればお願いします。
委員長	当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われます。 以上です。
石田会長	これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号利用権設定関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第3号「土地の現況証明願いについて」を議題とします。 1番について、提案理由の説明を求めます。 事務局。
見延主事	議案第3号「土地の現況証明願いについて」土地の現況証明に関する

	<p>る規程（平成20年農業委員会訓令第3号）に基づき、下記のとおり申請書の提出があったので、その適否について審議を求める。令和4年11月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p> <p>【議案第3号1番朗読】</p> <p>この件につきましては、11月21日に第1地区の農業委員さんに現地調査いただいております。農地採草放牧地以外であることを確認いただいております。図面については、6ページに掲載しておりますので、ご参照願います。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>この件について、第1地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、11月21日に第1地区委員及び事務局職員で現地調査を実施しました。</p> <p>結果については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
石田会長	<p>これより1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>（なしの声）</p>
石田会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決めるにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（異議なしの声）</p>
石田会長	<p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に議案第4号「農地利用最適化推進委員を設置しないことについて」を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>事務局。</p>
井上局長	<p>議案第4号「農地利用最適化推進を設定しないことについて」このことについて、次のとおり決定したいので審議を求める。令和4年11月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。</p>

	<p>【議案第4号朗読】</p> <p>農業委員会は、その主たる使命である農地利用の最適化を果たすため「農業委員会等に関する法律」第17条の規定により、原則として農業委員とは別に農地利用最適化推進委員の設置が義務付けられておりますが、同法同条第1項ただし書および同法施行令第7条第1項の規定により、区域内の遊休農地率が1パーセント以下、かつ、担い手への農地の集積率が70パーセント以上の市町村の農業委員会は、農地等の利用の効率化および高度化が相当程度図られているものとして、当該推進委員を委嘱しないことができるかとされているところで、本町は条件を満たす農業委員会に該当しており、現農業委員の任期においては当該推進委員の委嘱を行っておらず、令和5年7月20日以降の任期においても引き続き委嘱の必要がないことから、当該推進委員を設置しないことについて議決を求めるものです。</p> <p>以上、ご説明申し上げましたので、ご審議くださいますようお願いいたします。</p>
石田会長	これより議案第4号について質疑に入ります。
委員	(なしの声)
石田会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第4号について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
石田会長	ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。 次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
石川主幹	報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則(平成20年農業委員会規則第1号)第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。令和4年11月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。
	<p>【報告第1号朗読】</p> <p>以上でございます。</p>

石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	次に報告第2号「大空町農業委員会事務局職員の任免について」を議題とします。 事務局の説明を求めます。
井上局長	「大空町農業委員会事務局職員の任免について」大空町農業委員会事務局規程（平成20年農業委員会訓令第1号）第3条の規定により次のとおり事務局職員を任免したので報告する。令和4年11月25日提出 大空町農業委員会会長 石田正俊。 【報告第2号朗読】 以上でございます。
石田会長	この件について何かご意見ございませんか。
委員	(なしの声)
石田会長	以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。 これで総会を閉じます。 ご苦労様でした。
	(午後2時17分)